

発議第 3 号

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げ等に関する意見書について

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げ等に関する意見書を次のとおり提出する。

令和元年 7 月 11 日 提出

松阪市議会議員	山 本 芳 敬
	山 本 節
	市 野 幸 男
	楠 谷 さゆり
	深 田 龍
	坂 口 秀 夫
	海 住 恒 幸
	久 松 倫 生

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げ等に関する意見書

水道事業は、市民生活や社会経済活動を支えるライフラインとして、これまでも増して安全で良質な水道水の安定的な供給が求められている。

最近の水道事業を取り巻く環境は、社会全体での節水意識の高揚、人口減少の進展による給水人口の減少などにより、給水収益が落ち込むなど経営環境は年々厳しさを増している。

こうした中、松阪市の水道事業は県営水道からの受水費の負担が経営に大きく影響を及ぼしており、平成 29 年度水道事業会計では受水費が給水原価の約 35%を占め、この負担が当市の水道事業会計を著しく圧迫している状況にある。

また、県営水道の受水料金は、自主計画使用水量制を採用しているため、現在の契約水量との乖離も大きくなってきているのが現状である。

よって、県においてこうした実情等を十分考慮し、令和 2 年度の見直しに当たっては、契約水量とともに自主計画使用水量制において、水需要量の実態に応じた適正水量とする見直しと受水費の大幅な引き下げに配慮し、市民に低廉な水の安定供給ができるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 7 月 11 日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴